



<飲食物提供契約に基づく飲食物の提供に係る責任>

- 債務不履行責任（民415条）、不法行為責任（民709条等）
→ **適用あり**
- 製造物責任（PL法第3条）
→ **適用あり**
- 食品衛生法上の責任（食衛法第6条等）
→ **適用あり**
- アレルギー等の食品表示の責任（食表法第5条）
- → **適用なし（食品表示基準第1条但書により適用除外）**

<食べ残しの持ち帰り合意に基づく食べ残し持ち帰りに係る責任>

- 債務不履行責任（民415条）、不法行為責任（民709条等）
→ **適用あり（安全性確保義務としての説明責任等）**
- 製造物責任（PL法第3条）
→ **適用なし（同法第3条「引き渡し」後の問題のため）**
- 食品衛生法上の責任（食衛法第6条等）
→ **適用なし（同法第6条「販売」後の問題のため）**
- アレルギー等の食品表示の責任（食表法第5条）
→ **適用なし（同左）**

注）理論的には、上記のように整理できるとしても、食べ残しを持ち帰って自宅等で食べた後、食中毒が発生した場合、どの段階の発生原因によるものかが判別し難く、その結果、飲食店側の賠償責任を問われるリスク・レピュテーションリスクがある。

※）いずれにせよ、食中毒が発生した場合は食品衛生法第28条または第63条に基づく調査が実施されることになる。